

林業土木工事における週休2日適用工事（交替制）実施要領

1 目的

休日に作業が必要な工事において、技術者及び技能労働者が適切に休日を確保できるよう各企業の施工体制等の実情を踏まえ、本要領により「週休2日適用工事（交替制）」として実施することで、建設現場における週休2日の更なる推進及び質の向上を図ることを目的とする。

2 対象工事

原則全ての林業土木工事を対象とする。

24時間体制で作業が必要となる工事や、緊急性が高い維持工事、災害復旧工事、現場条件、供用までの制約があり、現場閉所が困難な工事を対象とする。

「週休2日適用工事 受注者希望方式（交替制）特記仕様書」が添付されていなくても、受発注者協議により対象とすることができる。

ただし、以下に該当する工事は対象外とする。

- (1) 緊急性を要する場合等、週休2日の確保が妥当でないと判断される工事
- (2) 現場施工期間が休工期を含めて7日間未満の工事
- (3) 上記の他、発注者が「週休2日適用工事（交替制）」に適さないと判断した工事

3 用語の定義

(1) 週休2日交替制

ア 月単位の週休2日交替制とは、対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

イ 通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日から現場完了日までの期間をいう。なお、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間は含まない。

(3) 4週8休以上

ア 月単位の4週8休以上とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者が交替しながら全ての月で平均休日数の割合（以下休日率という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

イ 通期の4週8休以上とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者が交替しながら休日率が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

4 発注方式

受注者希望方式とする。

受注者希望方式とは、「通期の週休2日交替制」を必須として、受注者が、工事着手前に、発注者に対して「月単位の週休2日交替制」に取り組む旨を協議した上で取り組む方式である。

5 実施手順

(1) 設計書作成時

ア 当初より補正対象経費に「月単位の週休2日交替制」の補正係数を乗じる。

イ 設計書に「週休2日適用工事 受注者希望方式（交替制）特記仕様書」を添付する。

(2) 受注者決定後

ア 受注者は、施工条件を踏まえて「月単位の週休2日交替制」の希望の有無を決定し、打合簿により監督員と協議すること。

イ 交替制による週休2日取得の確認方法を受発注者で決定する。

(3) 施工中

監督員は適宜、休日率により達成状況を確認し、施工プロセスチェックに記載する。

(4) 現場完了以降

ア 監督員は、休日率により達成状況を確認する。

(ア) 「月単位の週休2日交替制」を希望したが、達成できたのが「通期の週休2日交替制」の場合、「月単位の週休2日交替制」を希望せずに「通期の週休2日交替制」以上を達成した場合は、「通期の週休2日交替制」の補正係数に減額変更する。

(イ) 「通期の週休2日交替制」に満たない場合は、補正分を減額変更するものとする。

イ 工事完成検査において、検査職員は休日率により達成状況を確認するものとする。

ウ 「月単位の週休2日交替制」を達成した場合は、三条市建設請負工事成績評価実施要領に基づき取組を評価する。

また、明らかに受注者側に「通期の週休2日交替制」に取り組む姿勢が見られなかった場合については、三条市建設請負工事成績評価実施要領に基づき点数を減ずる措置を行うものとする。

6 その他

運用の詳細

- (1) 達成状況の確認に関しては「達成状況確認の詳細（交替制）」を参照すること。
- (2) 補正対象、補正係数に関しては「週休2日補正係数一覧表（共通）」を参照すること。
- (3) 費用計上に係る計算仕様に関しては「週休2日補正の計算仕様（共通）」を参照すること。

附則

本実施要領は、令和8年4月1日以降に入札の公告又は見積りの通知を行う林業土木工事に適用する。